

【必読】酒類提供企画申請手続きについて

2026/08/24 京都大学11月祭事務局

1. はじめに

本資料は、模擬店企画への出展を希望される方のうち、酒類提供を希望される方に対して、酒類提供企画申請を行うために必要な手続きを説明するためのものです。昨年度から制度を大きく変更しておりますので、昨年度も出展された団体の方は特にご注意ください。

すべての酒類提供を希望される企画の企画責任者の方は、本資料を必ずご確認ください。え、以下に示す必要手続きを期限内に必ず行ってください。

なお、手続きの期限は9/2(水)です。期限を超過した場合や手続きに不備があった場合などには、酒類提供企画申請を行うことができない可能性があります。

2. 酒類提供企画の要件について

第68回京都大学11月祭では、酒類提供企画となるためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。なお、1回生クラス模擬店企画は酒類提供企画となることができません。以下の要件を満たしていないことが判明した場合には、酒類提供企画の指定を取り消す場合があります。

- (1) 企画責任者および、企画責任者を除く1名以上の企画担当者が、11月祭事務局が実施する「酒類規制に関する講習会（10月～11月の開催を予定しています。）」を受講すること。
- (2) 講習会を受講する者が、氏名、所属学部、学籍番号その他11月祭事務局が指定する事項を11月祭事務局に届け出ること。また、講習会の受講に際しては、学生証を11月祭事務局に提示すること。
- (3) 模擬店の営業時間中は、講習会を受講した者が1名以上企画出展場所に常駐し、酒類規制に違反しないよう必要な指導を行うこと。
- (4) 企画出展場所が吉田南グラウンド内となることを承諾すること。

3. 優先指定制度について

以下のいずれかに該当する団体が出展する企画は、優先指定制度を利用して優先的に酒類提供企画となることができます。優先指定制度を利用して酒類提供企画の指定を受けた企画について、以下の要件を満たしていないことが判明した場合には、酒類提供企画の指定を取り消す場合があります。

- (1) 全学公認団体または各部局（学部等）の公認団体
- (2) 京都大学の常勤職員を1名以上顧問として置く団体
- (3) 継続して4年以上の活動実績を有する団体（ただし、その実績を裏付ける客観的資料を提出し、当該実績が事実であると11月祭事務局が認めるものに限りま
す。）

4. 酒類提供企画の指定方法について

第68回京都大学11月祭における酒類提供企画の上限数は16企画です。

酒類提供企画として指定されるためには、まず模擬店企画の抽選に当選し、模擬店企画としての出展が認められている必要があります。

- (1) 酒類提供企画申請数が16件以下の場合

優先指定制度利用企画数に関係なく、酒類提供企画申請を行ったすべての企画が酒類提供企画として指定されます。

- (2) 酒類提供企画申請数が17件以上かつ、優先指定制度利用企画数が10企画以下の場合

まず、すべての優先指定制度利用企画が酒類提供企画として指定されます。

次に、優先指定制度を利用せずに酒類提供企画申請を行った企画の中から、残りの枠数分の企画が無作為抽選により酒類提供企画として指定されます。

- (3) 酒類提供企画申請数が17件以上かつ、優先指定制度利用企画数が11企画以上の場合

まず、優先指定制度利用企画の中から、10企画が無作為抽選により酒類提供企画として指定されます。

次に、当該抽選により指定されなかった優先指定制度利用企画および、優先指定制度を利用せずに酒類提供企画申請を行った企画の中から、6企画が無作為抽選により酒類提供企画として指定されます。

酒類提供企画の指定結果は、9/4(金)に発表する予定です。

なお、酒類提供企画の繰り上げ当選や追加指定等はありません。

5. 酒類提供企画申請手続きについて

酒類提供企画申請を行うためには、企画責任者の方が以下の2点を期限内に行う必要があります。

- ・ 企画調査フォーム内の「酒類提供の希望の有無」項目において、「酒類提供」を選択すること

期限：8/31(月)

- ・ 次章で説明する「酒類提供企画申請メール」を11月祭事務局に対して送信すること

期限：9/2(水)

6. 酒類提供申請メールについて

酒類提供企画申請を行うためには、9/2(水)までに企画責任者の方が11月祭事務局に対して酒類提供申請メールを送信する必要があります。

酒類提供申請メールは以下の指示に従って作成してください。

なお、送信先メールアドレスは「 alcohol_at_november-festival.jp 」(_at_ → @ に置き換えてください。)です。

(1) 優先指定制度を利用しない場合

メールに以下5点の内容をすべて含めてください。

- ・ 申請企画の企画コード
- ・ 申請企画の企画名
- ・ 申請企画の企画責任者の氏名
- ・ 2章に示す酒類提供企画の要件をすべて満たす旨
- ・ 酒類提供を希望する旨

【メール文例】

「MG-000 [企画名] [企画責任者氏名]

本企画は、11月祭事務局が提示する酒類提供企画の要件をすべて満たしており、酒類提供を希望します。」

(2) 優先指定制度を利用する場合

メールに以下9(10)点の内容をすべて含めてください。

- 申請企画の企画コード
- 申請企画の企画名
- 申請企画の企画責任者の氏名
- 2章に示す酒類提供企画の要件をすべて満たす旨
- 酒類提供を希望する旨
- 優先指定制度を利用することを希望する旨
- 申請企画を出展する団体の正式名称（企画出展時の団体登録において使用する団体名ではなく、3章に示す優先指定制度利用企画の要件を満たす団体の正式名称を指します。）
- 上記団体の代表者の氏名
- 3章に示す優先指定制度利用企画の要件のうち、該当する項目（複数項目に該当する場合は、いずれか1つを選択してください。なお、項目選択が抽選に影響することはありません。）
- (3章に示す優先指定制度利用企画の要件のうち、(2)を選択する場合のみ)
該当職員の氏名
- (3章に示す優先指定制度利用企画の要件のうち、(3)を選択する場合のみ)
以下の4点の事項すべてをまとめたPDFファイル（メールに添付してください。）

- 団体の活動の目的
- 団体の1年間の活動スケジュール
- 団体が実在することを示す資料（サークル大百科や京大mapの団体を紹介するページなどの写しで構いません。）
- 団体の活動実績を示す資料（2023年度から2026年度までの4年分が必要です。また、上記の団体の活動の目的に適合するものに限ります。）（画像など活動目的や内容を直接読み取ることが困難なものについては、どのような活動を記録した資料であるかの説明を付けてください。）（活動記録としては、SNSや雑誌などに投稿・掲載されたもの（活動時期・投稿時期・投稿者がわかるスクリーンショットなど）や、大会に参加した履歴（大会の主催者等が公開している情報に

限ります。)などを想定しています。)

【メール文例】

「MG-000 [企画名] [企画責任者氏名]

本企画は、11月祭事務局が提示する酒類提供企画の要件をすべて満たしており、酒類提供を希望します。また、優先指定制度の利用を希望します。

- ・ [団体名]
- ・ [団体代表者氏名]
- ・ 優先指定制度利用企画の要件のうち、([番号])に該当します。

(・ [職員氏名])

(・ PDFファイル (添付))」

7. おわりに

手続きの期限が迫っておりますので、お早めにお手続きしていただきますようお願いいたします。手続きに不備がある場合などに、ご登録いただいているメールアドレスや電話番号にご連絡させていただく場合がありますので、ご注意ください。なお、11月祭事務局の電話番号は「 075-752-9078 」です。

お問い合わせの際は、氏名、企画名、企画コードを記載したうえで、下記のメールアドレスまでご連絡ください。

- ・ 酒類の取り扱いに関するお問い合わせ

メールアドレス： alcohol_at_november-festival.jp (_at_ → @ に置き換えてください。)

担当者： 松本

- ・ 模擬店企画に関するお問い合わせ

メールアドレス： mogiten_at_november-festival.jp (_at_ → @ に置き換えてください。)

担当者： 坂本・田代